

注意**ソムリエバッジ等、認定バッジの取扱いに関するお願い**

当協会は呼称資格認定試験に合格後、認定登録申請をされた方に対し、認定バッジの貸与を行っておりますが、この度、当協会が発行・交付した認定バッジが、インターネット上のオークションサイト等に出品されている事態を確認いたしました。

当協会が実施している呼称資格認定試験及びソムリエ等の認定は、当協会の目的である「酒類・飲料の普及、公衆衛生の向上に資すること」に照らし、ソムリエ等の育成のためになされるものであり、認定バッジの貸与は、その資格保持者であることを対外的に示すためになされるものです。

また、2017年以降は、呼称資格認定試験の募集要項に「認定証、資格認定カード、認定バッジは認定者に貸与されるものです。第三者への貸与、譲渡、転売などはできません。」と明確に記載し、当該事項に承諾の上で受験をいただいております。

したがって、当協会が貸与している認定バッジ等をインターネット上のオークションサイト等に出品したり、第三者に対して譲渡、転売したりする行為は、当協会の業務を妨げ、他人の物を処分する行為として、刑事処分の対象になり得ます。当協会としては今後、このような行為が発覚した場合には、会員資格の剥奪や、呼称資格の剥奪等の処分を含めた厳正な対応で臨んでまいりますので誠に慎んでいただくよう周知いたします。

なお、当協会としては、このような事態に対処する、ないし未然に防ぐため、対応策を顧問弁護士に依頼しております。その一環として、インターネット上のオークションサイトに認定バッジの模造品を出品していた者について警察に捜査を要請し、事実確認をしたうえで提訴した事例がございます。

悪質と判断した場合には、会員資格の剥奪、呼称資格の剥奪にとどまらず、警察への告訴・告発等の方法により、厳正に対処してまいります。

呼称資格認定試験に合格され、認定バッジを貸与された資格保持者の皆さまにおかれましては、呼称資格の意義を再度ご確認くださいとともに、資格保持者としての責任ある行動をお願い申し上げます。

雇用主の方へ

今般、上記の事例にありましたようにインターネットオークション等で取得したソムリエ等の認定バッジをもとに、資格保持者と偽って求人に応募するものがあるとの情報を得ております。認定バッジを持っているからといってその証明にはならないということをご理解いただき、当協会が認定しておりますソムリエ等の資格保持者を雇用条件とされる場合は、被雇用者に対して資格取得確認のため、当協会発行の「資格証明書」または「資格認定カード」の提出を依頼していただきますようお願い申し上げます。

当協会といたしましても、このような行為は雇用主様だけではなく、当協会の事業に大きな損害を与える行為と言えますので、ご周知の程よろしくようお願い申し上げます。